

令和4年度 登録支援専門家における「専門家派遣事業説明」



1. 改正された専門家派遣制度について
2. 専門家派遣開始までの手順について
3. 支援専門家の支援内容について
4. 専門家派遣に係わるエビデンスについて
5. 専門家派遣実施におけるお願い事項

1.改正された専門家派遣制度について

- 概略：県内中小企業を対象に様々な経営課題に対して、登録支援専門家を派遣しアドバイスを実施します。
- 対象：県内に事業所を有する中小企業
- 時間：1回当たり2時間、1日2回まで
- 回数：年度内最大8回
- 企業負担金：10,000円(税込み)
- 専門家謝金：20,000円(税込み)
- ※申請企業が支援専門家を指名することができます。
- ※支援専門家をホームページから確認できます。
- ※費用の半分を公社が負担します。

2. 専門家派遣開始までの手順について

1. 公社へ相談
 2. 職員等による事前訪問ヒアリング
 3. 派遣審議（派遣決定、通知を送付）
 4. 企業負担金の振り込み確認
 5. 派遣開始
- ※必要に応じて、職員等が同席したり、電話にて進捗状況を確認

3.支援専門家の支援内容について

- 原則訪問し、支援企業にヒアリングを実施、現状把握・課題を明確化
- 課題解決するための支援内容を提案
- 提案内容に基づき支援企業は実施し、支援専門家は進捗を管理
- 支援先企業に対する課題解決の検証

4. 専門家派遣に係わるエビデンスについて

【支援専門家】

1. 初回専門家派遣後に専門家派遣展開計画書を提出
2. 各回専門家派遣終了後に報告書を提出
3. 派遣終了後に専門家派遣(総括)報告書、アンケート調査票の提出

【支援企業】

1. 各回専門家派遣終了後に「従事証明書」を提出
2. 派遣終了後にアンケート調査票の提出

5. 専門家派遣実施におけるお願い事項

- 潜在的な支援ニーズを有する企業の掘り起こし
- オンラインによる事前の顔合わせ及びヒアリング

ご清聴ありがとうございました。

お問合せ先

公益財団法人埼玉県産業振興公社

経営支援部 経営支援G 山崎、大谷

〒330-8669

さいたま市大宮区桜木町1-7-5ソニックシティビル10F

Tel 048-647-4085 E-mail desk@saitama-j.or.jp

<https://www.saitama-j.or.jp/>